

附則様式
(その7の2)

[illegible]

(その 8 の 2)

[illegible]

(その11の2)

(11の2) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳					政治資金パーティーの名称						
					対価の支払をした者の区分		個 人				
対価の支払をした者の氏名	金 額					年 月 日	住所（都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分に限る。）	職 業	備考		
		十億		百万		千		円			

(その12の2)

[illegible]

(記載要領)

- 1 電子情報処理組織を使用する方法（オンラインシステムを利用する方法）以外の方法により報告書を提出するときは、個人からの寄附、寄附のうち個人によつてあつせんされたもの並びに政治資金パーティーの対価に係る収入のうち個人によつて対価の支払が行われたもの及び個人によつて対価の支払のあつせんをされたものの内訳について、それぞれ附則様式（その 7 の 2）、（その 8 の 2）、（その 11 の 2）及び（その 12 の 2）に必要事項を記載し、政治資金規正法施行規則別記第 14 号様式（その 7）、（その 8）、（その 11）及び（その 12）と併せて提出することができる。なお、附則様式（その 7 の 2）、（その 8 の 2）、（その 11 の 2）及び（その 12 の 2）を併せて提出した場合には、個人からの寄附、寄附のうち個人によつてあつせんされたもの並びに政治資金パーティーの対価に係る収入のうち個人によつて対価の支払が行われたもの及び個人によつて対価の支払のあつせんをされたものの内訳について、政治資金規正法施行規則別記第 14 号様式（その 7）、（その 8）、（その 11）及び（その 12）ではなく附則様式（その 7 の 2）、（その 8 の 2）、（その 11 の 2）及び（その 12 の 2）の内容が総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会からインターネットを利用する方法により公表されることとなる。
- 2 「住所」欄以外については、それぞれ政治資金規正法施行規則別記第 14 号様式（その 7）、（その 8）、（その 11）及び（その 12）と同一の内容を記載すること。
- 3 「住所」欄については、都道府県、郡及び市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。）の名称に係る部分（外国に住所を有する個人にあつては、当該外国の国名）に限り、記載すること。